

【新旧対照表】 令和7年度 定期利用保育所指導検査基準の主な改正内容

該当箇所	改 定 内 容		改正理由
	新	旧	
関係法令	<p>【No. 】、【関係法令及び通知等】及び【略称】</p> <p><u>14 昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」 食品衛生法</u></p> <p><u>15 昭和28年8月31日政令第229号「食品衛生法 施行令」 食品衛生法施行令</u></p> <p><u>16 昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生 法施行規則」 食品衛生法施行規則</u></p> <p><u>17 令和2年8月5日薬生食監発0805第3号「食品 衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給 食施設の取扱いについて」 薬生食監第0805第3号 通知</u></p> <p><u>18 昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全 衛生規則」 労働安全衛生規則</u></p> <p><u>19 平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉 施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底につ いて」 雇児総発第36号通知</u></p>	<p>【No. 】、【関係法令及び通知等】及び【略称】 <u>(追加)</u></p>	関係法令の見直し
3 非常災害 に対する措置	<p>【調査内容】 (略)</p>	<p>【調査内容】 (略)</p>	検査基準見直しのため

改 定 内 容			
該当箇所	新	旧	改正理由
(2)b 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	<p>【評価基準】 (略)</p> <p>【根拠法令等】 ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(3) ・ 指導監督基準3(2) ・ 消防法施行令第3条の2第2項 ・ <u>火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第55条の4第2項</u></p>	<p>【評価基準】 (略)</p> <p>【根拠法令等】 ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(3) ・ 指導監督基準3(2) ・ 消防法施行令第3条の2第2項 <u>(追加)</u></p>	
5 保育内容 (1) 保育の内容	<p>保育内容の工夫 【調査内容】 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように十分に配慮がなされた保育計画を定め実行しているか。</p> <p>(a) 乳幼児の日々の生活のリズムに沿ったカリキュラムが設定されているか。</p> <p>【評価事項】及び【判定】 ・ デイリープログラム等が作成されていない。 ・ 保育日誌が作成されていない。 <u>(区)</u> ・ <u>0・1歳児の個人別記録が作成されていない。</u> <u>【B】</u></p>	<p>保育内容の工夫 【調査内容】 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように十分に配慮がなされた保育計画を定め実行しているか。</p> <p>(a) 乳幼児の日々の生活のリズムに沿ったカリキュラムが設定されているか。</p> <p>【評価事項】及び【判定】 ・ デイリープログラム等が作成されていない。 ・ 保育日誌が作成されていない。 <u>(追加)</u></p>	検査基準見直しのため
5 保育内容 (1)(区)保育内容等	<p>【調査内容】 a 保育所保育指針に準じているか。 <u>(a) 全体的な計画を作成しているか。</u> <u>(b) 長期的な指導計画があるか。</u> <u>(c) 短期的な指導計画があるか。</u> <u>(d) 3歳未満児について、個別的な指導計画があるか。</u> <u>(e) 個別的な指導計画の内容は十分であるか。</u></p>	<p>【調査内容】 a 保育所保育指針に準じているか。 <u>(追加)</u></p>	内容の具体化

改 定 内 容			
該当箇所	新	旧	改正理由
	<p><u>(f) 指導計画の内容は十分か。</u></p> <p><u>(g) 長時間にわたる保育について、保育の内容等の指導計画への位置付けは十分であるか。</u></p> <p><u>(h) 職員による適切な役割分担と協力体制を整えているか。</u></p> <p><u>(i) 指導計画に基づく保育が十分であるか。</u></p> <p><u>(j) 保育の過程を記録し、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。</u></p> <p>【評価事項】及び【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所保育指針に準じて<u>保育</u>していない。【C】 ・ 保育所保育指針に準じた<u>保育</u>が不十分である。【B】 ・ <u>全体的な計画を作成していない。【C】</u> ・ <u>全体的な計画の内容が不十分である。【B】</u> ・ <u>長期的な指導計画がない。【C】</u> ・ <u>短期的な指導計画がない。【C】</u> ・ <u>3歳未満児について、個別的な指導計画がない。【B】</u> ・ <u>個別的な指導計画の内容が不十分である。【B】</u> ・ <u>指導計画の内容が不十分である。【B】</u> ・ <u>長時間にわたる保育について、保育の内容等の指導計画への位置付けが不十分である。【B】</u> ・ <u>職員による適切な役割分担と協力体制が不十分である。【B】</u> ・ <u>指導計画に基づく保育が不十分である。【B】</u> ・ <u>保育の過程を記録、指導計画に基づく保育の内容の</u> 	<p>【評価事項】及び【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所保育指針に準じて<u>運営</u>していない。【C】 ・ 保育所保育指針に準じた<u>運営</u>が不十分である。【B】 <p><u>(追加)</u></p>	

改 定 内 容			
該当箇所	新	旧	改正理由
	<p><u>見直し、改善が不十分である。【B】</u></p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱第34条第1項第2号 ・<u>実施要綱第34条(2)</u> ・<u>保育所保育指針第1章3(1)</u> ・<u>実施要綱第34条(2)</u> ・<u>保育所保育指針第1章3(2)ア、イ(ウ)、オ</u> ・<u>実施要綱第34条(2)</u> ・<u>保育所保育指針第1章3(2)ア、イ(ウ)、オ</u> ・<u>保育所保育指針第1章3(2)イ(ア)</u> ・<u>保育所保育指針第1章3(2)イ(ア)</u> ・<u>保育所保育指針第1章3(2)ウ</u> ・<u>保育所保育指針第1章3(2)カ</u> ・<u>保育所保育指針第1章3(3)ア</u> ・<u>保育所保育指針第1章3(3)イ、ウ</u> ・<u>保育所保育指針第1章3(3)エ</u> 	<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱第34条第1項第2号 <p><u>(追加)</u></p>	
5 保育内容	<p>【調査事項】</p> <p>(2) 保育従事者の保育姿勢等</p> <p>b 児童の人権に対する十分な配慮</p> <p>【調査内容】</p> <p>乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないように、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p> <p><u>参考 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(令和5年5月 こども家庭庁)</u></p>	<p>【調査事項】</p> <p>(2) 保育従事者の保育姿勢等</p> <p>b 児童の人権に対する十分な配慮</p> <p>【調査内容】</p> <p>乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないように、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>検査基準見直しのため</p>

該当箇所	改 定 内 容		改正理由
	新	旧	
6 給食 <u>(区)</u> <u>(2) 食事内容</u> <u>等の状況</u> <u>食育計画</u>	<p>【調査内容】 <u>(a) 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。</u></p> <p>【評価事項】及び【判定】 <u>(a) 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。【B】</u></p> <p>【根拠法令等】 <u>・実施要綱第34条(2)</u> <u>・保育所保育指針第1章3, 第3章2(1)ウ</u></p>	<p>【調査内容】 <u>(追加)</u></p> <p>【評価事項】及び【判定】 <u>(追加)</u></p> <p>【根拠法令等】 <u>(追加)</u></p>	検査基準見直しのため
7 健康管理・安全確保 <u>(1) (区) 保健</u> <u>計画</u>	<p>【調査内容】 <u>(a) 保健計画を作成しているか。</u></p> <p>【評価事項】及び【判定】 <u>・保健計画を作成していない。【B】</u></p> <p>【根拠法令等】 <u>・実施要綱第34条第2項</u> <u>・保育所保育指針第3章1(2)ア</u></p>	<p>【調査内容】 <u>(追加)</u></p> <p>【評価事項】及び【判定】 <u>(追加)</u></p> <p>【根拠法令等】 <u>(追加)</u></p>	検査基準見直しのため
7 健康管理・安全確保 <u>(4) (区) 職員</u> <u>の健康診断、安</u> <u>全衛生管理、調</u> <u>理・調乳担当者</u>	<p>【調査内容】 c 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。</p> <p>【根拠法令等】 <u>(削除)</u> <u>・食品衛生法第51条、第68条</u></p>	<p>【調査内容】 c 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。</p> <p>【根拠法令等】 <u>・実施要綱第34条第2項第3号</u> <u>(追加)</u></p>	根拠法令の明確化と検査基準見直しのため。

改 定 内 容			
該当箇所	新	旧	改正理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食品衛生法施行規則第 66 条の 2、別表第 17</u> ・ <u>薬生食監第 0805 第 3 号通知</u> ・ <u>実施要綱第 34 条第 2 項第 3 号</u> ・ <u>労働安全衛生規則第 47 条</u> ・ <u>雇児総発第 36 号通知</u> <p>【評価事項】及び【判定】</p> <p><u>(区)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>検便結果を適切に保管していない。【B】</u> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>労働安全法施行規則第 51 条</u> ・ <u>実施要綱第 34 条第 2 項第 3 号</u> <p>【調査内容】</p> <p>d 調理及び調乳の際には、下痢、嘔吐、発熱などの症状、手指等に化膿創がないか等の点検を行っているか。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食品衛生法第 51 条、第 68 条</u> ・ <u>食品衛生法施行規則第 66 条の 2、別表第 17、別表第 18</u> ・ <u>食品衛生法施行令第 34 条の 2</u> ・ <u>薬生食監第 0805 第 3 号通知</u> ・ <u>実施要綱第 34 条第 2 項第 3 号</u> 	<p>【評価事項】及び【判定】</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>【根拠法令等】</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>【調査内容】</p> <p>d 調理及び調乳の際には、下痢、嘔吐、発熱などの症状、手指等に化膿創がないか等の点検を行っているか。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実施要綱第 34 条第 2 項第 3 号</u> 	
11 就業規則等の整備、職員	<p>【調査内容】</p>	<p>【調査内容】</p>	法改正

	改 定 内 容		
該当箇所	新	旧	改正理由
の状況 (3)(区) 育 児・介護休業規 程	a～c (略) d 子の看護等休暇制度・介護休暇制度について、適切 に実施しているか。	a～c (略) d 子の看護休暇制度・介護休暇制度について、適切に実 施しているか。	